

答申保第38号
平成26年2月4日
(諮問保第44号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、平成22年11月25日付けで、「平成〇年〇月〇日に作成された「保護カード」の中の私に関する情報」の保有個人情報訂正請求を行った。訂正請求に係る保有個人情報は、「保護カード」中の審査請求人に係る情報のうち次の部分で、求める措置は、次のとおりである。

ア 「保護の区分」欄の「〇〇」と記載された部分の訂正（以下「訂正請求1」という。）

イ 「職業」欄の「〇〇」と記載された部分の訂正（以下「訂正請求2」という。）

ウ 「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の全文の訂正（以下「訂正請求3」という。）

エ 「外傷等の状況」欄の「〇〇」と記載された部分の訂正（以下「訂正請求4」という。）

オ 「保管金品の明細」欄の〇〇部分の訂正

これに対し実施機関は、平成22年12月27日付け鹿生企第358号で、保有個人情報一部訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成23年2月16日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち訂正しない部分の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 訂正しない理由の説明部分は、一部訂正決定通知書別紙の番号別に答えてもらわな

いと、私には十分に納得できない。

イ 私としては、現段階でできる限りの資料を提出したが、誠に残念である。真実の情報への訂正に向けて審査をお願いする。

ウ 保護カードを作成した警察が、内容が事実であることの証拠を示し、証明することを望む。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 「保護の区分」欄の「〇〇」と記載された部分を訂正しない理由

被保護者を「〇〇」とした事実については、臨場した警察官による「個人に関する判断」に該当することから、訂正請求の対象とはならないと判断したため。

(2) 「職業」欄の「〇〇」と記載された部分を訂正しない理由

訂正請求者が提出した「訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料」（以下「疎明資料」という。）を基に事実関係を調査したところ、保護以前における〇〇を示したものであり、したがって、平成〇年〇月までは〇〇と認定しているものの、保護当時の〇〇を示す疎明資料は提出されていないことから、〇〇という記載について、訂正請求に理由があるとは認められないと判断したため。

(3) 「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の全文を訂正しない理由

記載内容については、臨場した警察官による「個人に関する判断」に該当することから、訂正請求の対象とはならないと判断したため。

(4) 「外傷等の状況」欄の「〇〇」と記載された部分を訂正しない理由

訂正請求者が提出した疎明資料を基に事実関係を調査したが、訂正を求める内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるとは認められないと判断したため。

(5) 「保管金品の明細」欄の「〇〇」部分を訂正した理由

訂正請求者が提出した疎明資料等により確認の結果、事実と誤りがあることが確認できたため。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年3月16日	諮問を受けた。
平成23年6月3日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月10日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
7月8日	審査請求人から意見書を受理した。
平成25年5月29日	諮問の審議を行った。
6月24日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）

10月30日	諮問の審議を行った。
平成26年1月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成22年8月31日付け鹿生企第258号で保有個人情報一部開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「保護カード」のうち、「保護の区分」欄、「職業」欄、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄及び「外傷等の状況」欄の審査請求人に関する情報の一部である。

審査請求人は、内容に事実と相違する部分があった等と主張しており、これに対し実施機関は、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当しない、また、提出された疎明資料からは訂正請求に理由があると認められないため、不訂正としたと説明している。

審査請求人は、訂正しない部分の処分の取消しを求めていることから、本件訂正請求について、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

イ 訂正請求の対象情報（条例第26条）について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が「事実」でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

なお、本件対象保有個人情報は、アのとおり、審査請求人が別途、条例の規定により開示を受けた保有個人情報であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

個人情報には、「事実」に関するものと「評価・判断等」に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはならないと解される。

ウ 訂正請求1及び訂正請求3に係る記載の訂正請求対象情報該当性について

訂正請求1に係る記載については、臨場した警察官が、現場の状況を踏まえ、被保護者の言動等を評価の上、〇〇として丸印を記載したものであり、被保護者の状態等についての当該警察官の「評価・判断等」に関するものであると認められる。

また、訂正請求3に係る記載については、臨場した警察官が、現場の状況を踏まえ、

被保護者の言動等を評価の上、要約して記載したものであり、全体が、被保護者の保護の必要性についての当該警察官の「評価・判断等」に関するものであると認められる。

したがって、これらの記載は、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当するとは認められない。

よって、訂正請求1及び訂正請求3について、実施機関が不訂正としたことは、妥当である。

エ 訂正請求2及び訂正請求4に係る記載の訂正請求対象情報該当性について

訂正請求2に係る記載については、審査請求人の職業という「事実」に関するものであると認められる。

また、訂正請求4に係る記載については、審査請求人の外傷等の状況という「事実」に関するものであると認められる。

したがって、これらの記載は、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

オ 訂正請求2及び訂正請求4に係る記載の訂正の要否について

(ア) 保有個人情報の訂正義務（条例第28条）について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 訂正請求2に係る記載の訂正の要否について

審査会において、審査請求書、意見書及び訂正請求2に係る疎明資料並びに実施機関の説明を踏まえて検討したところ、疎明資料はいずれも平成〇年〇月〇日以前の〇〇であり、保護当時における職業が「〇〇」であるという記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求2に係る記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、訂正請求2については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(ウ) 訂正請求4に係る記載の訂正の要否について

審査会において、審査請求書及び意見書並びに実施機関の説明を踏まえて検討したところ、審査請求人から訂正請求4に係る疎明資料の提出もなく、「〇〇」という記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求4に

係る記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、訂正請求4については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、訂正請求2及び訂正請求4について、実施機関が不訂正としたことは、妥当である。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。